

令和6年度滋賀県職員（看護師）採用選考 第1次考査受験案内
（令和7年4月1日採用予定）

令和7年1月8日
滋 賀 県

○ 第1次考査期日および場所

第1日 教養試験および適性検査

令和7年2月2日（日） 大津市内

第2日 論文試験および面接試験

令和7年2月9日（日） 大津市内

○ 受付期間

（持参の場合）

令和7年1月8日（水）～令和7年1月22日（水）

（郵送の場合）

令和7年1月8日（水）～令和7年1月22日（水）（必着）

（インターネットの場合）

令和7年1月8日（水）～令和7年1月22日（水）

○ 感染症対策について

- 1 学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（新型コロナウイルス感染症など）に罹患し治癒していない方や、当日発熱がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えてください。

明らかに体調不良であると認められる場合には、退室いただくことがあります。

- 2 マスクの着用については、個人の判断に委ねます。ただし、咳などの風邪症状がある場合は、感染を拡げないためマスクを着用してください。

なお、マスクの着用の有無にかかわらず、建物入口での手指消毒やこまめな手洗いをお願いします。

- 3 試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けますので、体温調節しやすい服装で受験してください。

○ 問合せ先

選考区分	問合せ先（住所 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1）
看護師	滋賀県健康医療福祉部医療政策課 健康福祉政策課 電話 医療政策課 (077) 528-3611 健康福祉政策課 (077) 528-3511

1 選考区分

看護師

2 採用予定人員および受験資格

採用予定人員および受験資格は、次の表のとおりとします。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

選考区分	採用予定人員	受験資格
看護師	2人程度	看護師の免許を有し、①～②のいずれかを満たす者で、昭和40年4月2日以降に生まれたもの ① 保健師、助産師または看護師として5年以上業務に従事した者で、専任教員として必要な研修・講習を修了したもの（令和7年3月末日までに修了見込みの者を含む。） ② 保健師、助産師もしくは看護師として保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3の専門分野の教育内容のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目（教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術および教科教育法に関する科目）を4単位以上履修して卒業または大学院において教育に関する科目を4単位以上履修したもの（令和7年3月末日までに卒業（取得）見込みの者を含む。）

3 勤務の条件

(1) 採用の時期および勤務先

選考区分	採用の時期	勤務先
看護師	令和7年4月1日	主として総合保健専門学校、看護専門学校等

※主に総合保健専門学校および看護専門学校において、専任教員としての業務に従事することを予定していますが、採用後、業務事情により、総合病院および精神医療センターにおいて看護師業務に従事するなど、勤務公署の異動の可能性があります。

(2) 給与

選考区分	給与	【参考】 左記より経験が20年ある場合
看護師	短大3卒で、臨床実務に5年従事し、教員養成講座を1年間受講した者で月額316,157円	月額406,780円

注1 給与の欄に掲げる額には地域手当および特殊勤務手当を含みます。給与の他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、給与の欄に掲げる額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、令和6年4月1日現在のものです。

2 昇給は、原則として毎年1回行われます。

3 参考欄の給与は、給与の欄の経験時点から同種の職務に従事した経験が20年ある場合のものであります（地域手当および特殊勤務手当を含む。）。学歴や職務の内容、勤務形態等により異なります。

4 第1次考査

(1) 日時および場所

ア 第1日 教養試験および適性検査

日時 令和7年2月2日（日）

9時30分（集合時間9時）から13時頃まで

場所 大津市内

※ 第1日の集合場所の詳細は、受験番号と併せて通知します。

イ 第2日 論文試験および面接試験

日時 令和7年2月9日（日）

8時40分から17時頃まで

場所 大津市内

※ 第2日の集合時間および集合場所の詳細は、第1日に試験会場で通知します。

※ 第2日に実施する試験は、教養試験の成績上位者についてのみ行います。

(2) 方法

短大卒業程度で、次の方法により行います。

ア 教養試験

択一式により、公務員として必要な時事、社会、人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力について筆記試験を行います。

イ 適性検査

公務員として必要な適性について検査を行います（第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、7(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）。

ウ 論文試験

識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。

エ 面接試験

1の選考区分に応じて必要な知識および技能ならびに公務遂行能力等について試験を行います。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限ります（携帯電話、スマートウォッチ等の使用はできません。）。

※ 択一式の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（HBの鉛筆等および消しゴム）を持参してください。

(3) 結果発表

令和7年2月中旬に合格者宛て通知します。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参し、または郵送する場合

ア 受験手続

イ(ア)の出願時に必要な書類等をウの提出先にエの受付期間内に提出してください。また、イ(イ)の第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

イ 必要書類等

(ア) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通（所定の用紙）

交付場所

選考区分	交付場所（住所 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1）
看護師	滋賀県健康医療福祉部医療政策課および健康福祉政策課 電話 滋賀県健康医療福祉部医療政策課 (077) 528-3611 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 (077) 528-3511

※ 郵便または電話で出願票を請求することができます。郵便による請求の場合、郵便はがきの裏面に「令和6年度滋賀県職員（1の選考区分を記入すること。）採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、交付場所に請求してください。

※ 滋賀県のホームページからもダウンロードすることができます。

b 郵便はがき 1人1枚（宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。）

※ 受験番号等の通知に使用します。

(イ) 第1次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通（所定の用紙）

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和7年1月29日（水）までに到着しない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

電話 滋賀県総務部人事課 (077) 528-3153

ウ 提出先

選考区分	提出先（住所 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1）
看護師	滋賀県健康医療福祉部医療政策課または健康福祉政策課

エ 受付期間

出願票は、令和7年1月8日（水）から令和7年1月22日（水）までの各日9時から17時までの時間帯に受け付けます（土曜日、日曜日および祝日を除く。）。郵送の場合は、令和7年1月22日（水）必着のものに限り受け付けます（必ず簡易書留により送付してください。）。

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。また、ウの第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

『しがネット受付サービス』アドレス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/24bc00010125>

※ 所定のエクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。



イ 受付期間

令和7年1月8日（水）正午から令和7年1月22日（水）17時まで
（システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。）

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

(ア) 履歴書 1人1通（様式は、滋賀県のホームページからダウンロードすること。）

(イ) 写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

(ウ) 受験番号通知 1人1通（受験番号を通知するメールを印刷したもの。スマートフォン等に届いたメールの画面を見せていただいても構いません。）

※ 受験番号を通知するメールは、令和7年1月27日（月）以降に順次送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。）。

※ 令和7年1月29日（水）までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

電話 滋賀県総務部人事課 (077) 528-3153

6 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

ア 公権力の行使に携わる職員の職務の例

選考区分	職務の例
看護師	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく 准看護師免許の取り消し

イ 公の意思の形成への参画に携わる職員の職

部長級、次長級、課長級および参事級の職のうち、県の行政について企画、立案および決定に参画する職

- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 その他

- (1) 第1次考査合格者については、令和7年2月中旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和7年2月下旬に採用の通知をします。
- (3) 採用予定日において、受験資格に掲げる要件を満たさない場合は、最終合格後であっても採用されません。